**継続雇用に関する疎明書**



対象労働者について、以下のとおり疎明します。

≪　特定求職者雇用開発助成金　≫　**該当するコースに☑を入れてください。**

**□特定就職困難者コース**

**□生活保護受給者等雇用開発コース**

**□発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース**

65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、雇用期間が継続して2年以上（ただし、重度障害

者等※1であって、週所定労働時間が30時間以上の者は3年以上）であることが確実です。

※１・・・重度身体障害者、身体障害者（45歳以上）、重度知的障害者、知的障害者（45歳以上）、精神障害者

・雇用期間の定めはあるものの、対象労働者が希望すれば更新回数に制限がなく雇用契約の更新が可能

であり、期間の定めがない雇用と同等です。また、過去に対象労働者と同程度の労働条件で雇い入れ

た者について更新しなかったことはありません。

**□生涯現役コース（６５歳以上で採用の場合）**

**□被災者雇用開発コース**

対象労働者について、1年以上継続して雇用することが確実です。

・1年未満の雇用期間の定めはあるものの、対象労働者が希望すれば雇用契約の更新が可能であり、

1年以上の雇用が確実です。また、過去に対象労働者と同程度の労働条件で雇い入れた者について

更新しなかったことはありません。

千葉労働局長　殿

　　令和　　　年　　　月　　　日

事業主所在地

事業主名称

事業主氏名

* 離職状況を確認させていただく場合があります。　　　　　　　　 　　　　　　(R2.12)